

土壌汚染の未然防止について

土壌汚染は、いったん生じさせてしまうと**その対策に多大な費用と時間を要することになります**。このため、「**新たな土壌汚染を生じさせない**」、「**万が一、土壌汚染が生じてしまった場合には、早期に発見し、その対策を行う**」ことが重要となります。

○ 有害物質の取扱いについて

土壌汚染は、日々の有害物質の漏洩量はわずかであっても、その状況が長期間に及ぶことで少しずつ蓄積し、重度の土壌汚染につながるケースもあります。

作業場の安全管理や作業環境管理とともに、有害物質の取扱いに係る管理として、**有害物質の使用、保管および廃棄の状況について把握**しておくことが重要です。

○ 土壌汚染対策法で指定されている特定有害物質

土壌汚染対策法では、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として、以下の27物質が指定されています。

表 土壌汚染対策法で指定されている特定有害物質

分類	特定有害物質の種類
揮発性有機化合物 (第一種特定有害物質)	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロエチレン
重金属等 (第二種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、アルキル水銀、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
農薬等 (第三種特定有害物質)	シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル、有機リン化合物

○ 操業中に土壌汚染対策を実施するメリット

操業中に土壌調査および対策を行うことは、次のような**メリット**があります。

- ・将来必要になる対策費用を見積ることができる
- ・従業員や地域住民の方々への健康被害のリスクを把握し、その対策がとれる
- ・将来の土地利用について考える時間的な猶予ができる
- ・汚染土壌の除去以外の比較的安価な対策を検討することができる
- ・操業中に汚染土壌の対策を実施することで、将来の土地利用の検討がしやすい

当社は指定調査機関及び計量証明事業所として、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査から調査結果に対する評価及び対策の提案まで一貫した土壌調査業務について長年の実績があります。

詳しくは、**研究開発部 坂田、明石（内線273、267）**まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

